

防府市立小・中学校通学区域調整委員会設置及び運営要綱

平成24年11月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市立小・中学校通学区域調整委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 防府市立小・中学校の通学区域についての調整を図るため防府市立小・中学校通学区域調整委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、防府市立小・中学校通学区域調整委員をもってこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各一人をおき、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を整理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、教育委員会の要請に応じ、防府市立小・中学校の通学区域について、関係地区民の調整を図るために必要な協議を行う。

2 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。